新旧対照表

岡山県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱（平成１３年８月２７日付け組第２９７号知事通知）の一部を次の新旧対照表のとおり改正し、令和　３年４月１日から適用する。

改　　正　　後	現　　行
岡山県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱 知　事　通　知 制　定　平成13年８月27日付け組第 297号 最終改正　令和３年４月１日付け組第　69号 （趣旨） 第１条　知事は、農業経営の改善を積極的に進めようとする農業者の既往債務の負担の軽減を図り、効率的かつ安定的な経営体の育成に資するため、農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年４月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知）第２に規定する農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）を貸し付ける同ガイドライン第２の３に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）、岡山県農業経営負担軽減支援資金実施要綱（平成13年８月27日付け組第297号。以下「実施要綱」という。）及びこの要綱に定めるところによる。 第２条　～　第１１条　（略） 様式第１号 農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書 （略） （削る）　年　月　日 甲　岡山市北区内山下二丁目４番６号 岡山県 岡山県知事　（削る）　印 乙　所在地 名称 代表者職氏名　印	**岡山県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱** 知　事　通　知 制　定　平成13年８月27日付け組第 297号 最終改正　令和２年４月１日付け組第　31号 （趣旨） 第１条　知事は、農業経営の改善を積極的に進めようとする農業者の既往債務の負担の軽減を図り、効率的かつ安定的な経営体の育成に資するため、農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年４月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知）第２に規定する農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）を貸し付ける同ガイドライン第２の３に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）、昭和41年岡山県告示第513号（補助金等の名称等）、岡山県農業経営負担軽減支援資金実施要綱（平成13年８月27日付け組第297号、以下「実施要綱」という。）及びこの要綱に定めるところによる。 第２条　～　第１１条　（略） 様式第１号 農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書 （略） 令和　年　月　日 甲　岡山市内山下二丁目４番６号 岡山県 岡山県知事　伊原木　隆太　印 乙　所在地 名称 代表者職氏名　印

改　　正　　後	現　　行
様式第２号 （○○県民局経由） 番　　号 （削る）　年　月　日 岡山県知事　（削る）　殿 住　所 名　称 代表者　（削る） （削る）　年度利子補給金交付申請書 （削る）　年度において農業経営負担軽減支援資金利子補給金の交付を受けたいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第４条の規定により関係書類を添えて申請します。 （略） 様式第３号　（略）	様式第２号 （○○県民局経由） 番　　号 令和　年　月　日 岡山県知事　伊原木　隆太　殿 住　所 名　称 代表者　印 令和　年度利子補給金交付申請書 令和　年度において農業経営負担軽減支援資金利子補給金の交付を受けたいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第４条の規定により関係書類を添えて申請します。 （略） 様式第３号　（略）

附　則（令和３年４月１日付け組第69号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。